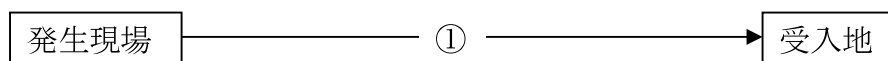


仮置場（ストックヤード）を経由して土砂を搬出する場合の処理計画届出の取扱いについて

原則として、発生現場→仮置場、仮置場→受入地について届出が必要です。
但し、受入地を搬出先とする一つの処理計画書で足りる場合もあります。

基本的なパターン

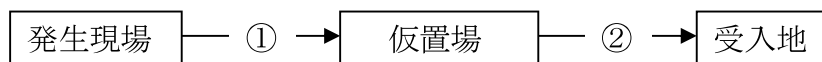
- 元請負人が発生現場から受入地へ土砂を搬出する。



- ・ 元請負人は、①の搬出について処理計画書に記載して届け出る。

【事例 1】

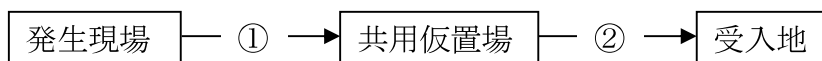
- 元請負人は仮置場への土砂を搬出し、仮置場の設置者が受入地へ土砂を搬出する場合



- ・ 元請負人は、①の搬出について個別に処理計画書を作成して届け出る。
- ・ ②の搬出については、仮置場の設置者が処理計画を作成して届け出る。
- ・ 発生現場への埋め戻しの場合も同様に、発生現場からの搬出については元請負人が、仮置場からの搬出については仮置場の設置者が処理計画書を作成して届け出る。

【事例 2】

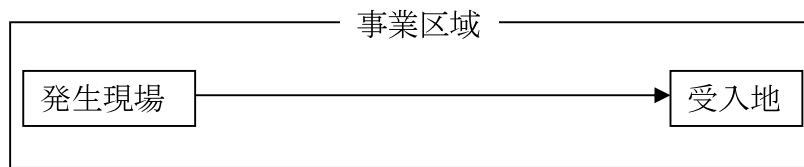
- 元請負人が発生現場から他の発生現場との共用の土砂仮置場を経由して土砂を搬出する場合



- ・ 共用仮置場を経由する場合は、①、②の搬出について個別に処理計画書を作成して届け出る。
- ・ 発生現場への埋め戻しの場合も同様に、発生現場からの搬出と仮置場からの搬出について個別に処理計画書を作成して届け出る。

【事例 3】

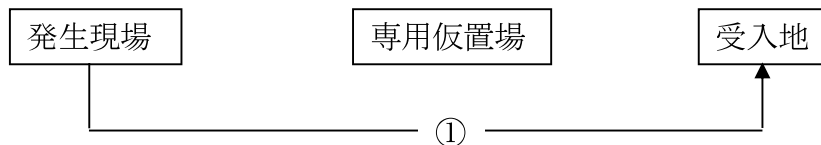
- 発生現場と受入地が同一事業区域内にある場合



- ・ 処理計画書の提出は、不要

【事例 4】

- 元請負人が発生現場の土砂専用仮置場を経由して、受入地へ土砂を搬出する場合



- ・ 元請負人は、①の搬出について処理計画書に記載して届け出る。
- ・ 仮置場については、処理計画書の「その他参考となる事項」の欄に住所を記載する。

【事例 5】

- 元請負人が発生現場の土砂専用仮置場を利用して、発生現場へ土砂を埋め戻す場合



- ・ 元請負人は、①の搬出について処理計画書に記載して届け出る。
- ・ 「搬出先に係る事項」の欄には、発生現場の住所等を記載する。
- ・ 仮置場については、処理計画書の「その他参考となる事項」の欄に住所を記載する。